

# 納付期限前なのに差押え!?

## 市税の 繰上徴収



### 「納期限前の今年の税金で差押えられた」

突然、こんな相談が舞い込んできました。「そんなことはないはずですよ」と答えて、実際にお会いすると本当に、今年分の市税四期分(いずれも納期限前)の滞納を理由に、生命保険の解約返戻金が差押えられていました。

### 「繰上徴収」とは

その書類は「繰上徴収通知書」と書いてあって、どうやら市の職権で納期限を5月18日(1期目の納期限はもともと5月31日)に勝手に繰り上げて、新しい期限までに払わなかったため、5月21日に生命保険の解約返戻金から、今年分の市税を充当するということなのです。この方は前年度までの市税の滞納があつて、4月に差押えを受けたのですが、滞納分を取り立てても解約返戻金が残るので、残った分から今年度分ももらってしまうということでした。



### 残金は返す約束だったのに

市は本人と相談のうえで、余った解約返戻金は窓口で返金すると約束していました。それなのに、その約束を反故にして突然の一方的な差し押さえです。

### 納期限と言っても納付は不可能

繰上徴収通知書の日付は5月17日。この通知は新しい納期限を通知するものから、その新しい期限までに納付すれば、当然、差押はありません。しかし、納期限は5月18日、郵便で送られますか

ら、納税者が通知を見たときには、すでに銀行も閉まつていて、払おうにも払えない可能性が大です。支払えない納期限を設定し、これが過ぎた3日後に差押えです。繰上徴収の制度を知っている人はほとんどいません。それを承知の上で、払わせないように仕向けたともいえるような理不尽さに、憤りを覚えました。

### 法律では認められている!?

法律では、破産の場合に管財人に税金の申し立てをするため、納期限前の税金を取り立てることはありえます。そうした場合とともに、差押による換価処分が始まった場合にも繰上徴収ができることになっていきます。しかし、「このままでは納期限になつても納付されない見通し」の場合に限られます。この方の場合は市が勝手に「払わないだろう」と判断したのです。

これを許せば、滞納分の差押が始まつたら、納期限前の市税も国保料も介護保険料も取り立て可能です。最初から、それを見越して、財産価値の大きいものを差押えればいだけですから・・・。

納付期限前の税金の支払いは強制されないという、税制の原則をくつがえすような問題をほらんでいます。破産や本人が希望する場合を除いて、繰上徴収は絶対にすべきではありません。

## 駅の地下道の昇降機がひんぱんに故障!?

駅の地下道に体の不自由な方用のリフトが階段についていますが、壊れていて使えなかったという連絡をいただきました。すぐに担当課に連絡したところ、「調べに行きましたが壊れていませんでした。ただ、操作方法を間違えると動かなくなってしまうよう安全設計がされていまずから、そのためではないでしょうか」と連絡がきました。説

明板にも書いていますとのことでしたが、私に連絡してきた方は目も不自由です。停止しても手で解除できるようですが、階段の上に着いて、下に停まっているリフトのところまで下りて行って、手で操作することは、車いすの方にはできません。故障だろうが誤操作だろうが、止まってしまうええません。しかも20数年たつて、年

五、六回は本当に故障するため、毎週、点検に市の担当者で現地に行っているそうです。障がいには様々です。使いやすいものにしていただきたいと思えますし、老朽化しているなら、新たなリフトに交換することも必要ではないでしょうか。

